

インフォメーション
Information



- 問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします
- **HP**は群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)から検索してご覧ください
- ファクスによる問い合わせは、県庁メディアプロモーション課(027-243-3600)へ



ぐんま広報は
こちらから

凡例

日 日程・時間 **休** 休館日 **所** 場所 **内** 内容
対 対象・資格 **¥** 費用 **他** その他 **申** 申込先
問 問い合わせ先 **定** 定員(先 先着 **抽** 抽選 **選** 選考)
受 受付・申込期間(**必** 必着 **消** 消印有効)

申し込み方法など

直 直接・持参 **郵** 郵送 **☎** 電話 **E** Eメール
F ファクス **〒** 郵便番号 **☐** フリーダイヤル
シ 電子申請受付システム(<https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/>)

5月25日現在の情報です。掲載している内容は、状況により変更・中止となる可能性があります。また新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県有施設への入場やイベント参加の際などに、入場制限やマスクの着用をお願いしている場合があります。詳しくは**HP**をご確認いただくか、お問い合わせください。

早めの避難が大切です～みんなで防ごう土砂災害・山地災害～

6月は「土砂災害防止月間」です。梅雨から台風の時期にかけては降水量が多く、一年のうちで土砂災害が発生しやすくなります。災害から身を守るために、大雨のときには、テレビ・ラジオなどの気象情報に注意し、危険を感じたり避難情報が発令されたときは、早めに避難しましょう。

日頃からできること

- ・ 防災情報の収集に努め、危険な場所や避難場所、避難の道順などを家族や地域で話し合い、確認しておきましょう
- ・ 崖崩れ、地滑り、土石流などの恐れのある「土砂災害警戒区域」と「山地災害危険地区」は、マッピングぐんまホームページをご覧ください

雨が降ってきたら気を付けること

- ・ 地鳴りや落石など土砂災害の前兆に気付いたときは早めに避難し、最寄りの県土木事務所・県環境森林事務所や市役所・町村役場に通報しましょう
- ・ 雨量情報、土砂災害警戒情報などは、**HP**をご覧ください

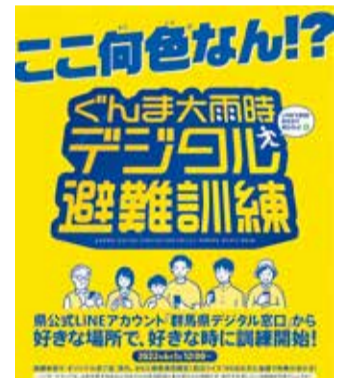


デジタル避難訓練

- ・ 県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」では「ぐんま大雨時デジタル避難訓練」を実施しています
- ・ 訓練は約5分。地域のハザードマップや避難先、避難のタイミング、防災・避難情報などが確認できます
- ・ 訓練の最後に実施する防災クイズで満点を取った県民を対象に、抽選で宿泊券などが当たります(応募は6月30日(木)まで)
- ※県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」への友だち登録が必要です

問

- ・ 土砂災害、デジタル避難訓練について…県庁砂防課(☎027-226-3631)
- ・ 山地災害について…県庁森林保全課(☎027-226-3252)



セカイトオープン2周年イベント「セカ旅」

日 7月31日(日)まで

内 下記の手順でポスターを撮影し、画像を提示すると、オリジナルグッズをプレゼントします

- ①参加店舗・施設に行き、撮影する
- ②セカイト(県立世界遺産センター)に行き、3カ所以上撮影した画像を提示する
- ③撮影した枚数に応じて、グッズをプレゼント

他 参加店舗・施設など詳しくは、**HP**をご覧ください。セカイトは入館無料です

問 県立世界遺産センター(☎0274-67-7821)



このポスターを見つけよう!

県ブルーベリー品評会

県内で生産されたブルーベリー秀作品の展示・販売を行います。

日 7月5日(火)…午前10時～午後3時

所 県庁(前橋市大手町)

内 県内で生産されたブルーベリーの展示・販売、生産者による直売

- ・ 生産者による直売…10時から商品完売まで
- ・ 出品物の販売…午後3時から展示品完売まで(正午から整理券を配布)

¥ 無料

問 県庁蚕糸園芸課(☎027-226-3136)



知事賞のブルーベリー

マイナポイント第2弾が開始されます

マイナンバーカードはさまざまな場面で使えて、今後もさらに用途が広がっていきます。マイナポイント第2弾も開始されますので、まだカードを取得していない人はぜひ申請をお願いします。

マイナポイント第2弾

①マイナンバーカードの新規取得…最大5千円相当のポイント

②健康保険証としての利用登録…7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録…7,500円相当のポイント

※ポイントを取得するためには、9月末までに交付申請が必要です

※②・③のポイントは、6月30日(木)から開始します

マイナンバーで手続きが簡単に!

さまざまな申請手続きの際に、住民票などの必要書類をそろえるのに苦労したことはありませんか。マイナンバー制度の「情報連携」の開始により、マイナンバーを用いる行政手続きで、住民票や課税証明書などの添付書類を省略できるようになりました。「情報連携」とは、行政機関や地方自治体がそれぞれ保有している個人情報を、必要な範囲で相互にやりとりすることです

視覚に障害がある人のために「ぐんま広報」の点字版、テープ版およびCD版(デジジー)を発行しています。希望する人は、県庁メディアプロモーション課(☎027-226-2162)までお問い合わせください

添付書類を省略できる手続き

児童手当や介護保険などの地方自治体の手続きの他、健康保険関係やハローワーク関係の手続きなど

他 ポイントの取得方法など詳しくは、総務省ホームページをご覧ください

問 マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)、県庁業務プロセス改革課(☎027-226-2339)

